海岸休養施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

海岸休養施設条例の一部を改正する条例

海岸休養施設条例(平成11年岩手県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 別表第2(第6条関係) 別表第2(第6条関係) 単 位 利用料金の上限額 単 位 区分 区 分 利用料金の上限額 [略] [略] キャンプ広場 キャンプ広場 <u>1, 0</u>50 1,030 駐車場 駐車場 「略〕 「略] 1,340 1,370 「略〕 「略] ロッカー 210 ロッカー 220 小学校児童及 「略] 小学校児童及 「略] 210 220 シャワー び中学校生徒 シャワー び中学校生徒 その他の者 「略〕 その他の者 「略] 310 320 第3条第1項の規定による 第3条第1項の規定による 許可を受けた場合の利用料 1件1日につき1,270円 |許可を受けた場合の利用料 | 1件1日につき1,240円 金の上限額 金の上限額 「略] [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。